

とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業実施要領

平成 30(2018)年 4 月 20 日 林木産第 85 号 環境森林部長通知

(適用)

第 1 とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、この要領に定めるもののほか、「森林環境保全整備事業実施要綱」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知。以下「環境保全要綱」という。）、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知。以下「環境保全要領」という。）、「森林環境保全整備実施要領の運用」（平成 14 年 12 月 26 日付け 14 林整整第 580 号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「環境保全要領の運用通知」という。）、「農山漁村地域整備交付金交付要綱」（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官通知。）、「農山漁村地域整備交付金実施要綱」（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号。）、「農山漁村地域整備交付金実施要領」（平成 22 年 4 月 1 日 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号。）、「農山漁村地域整備交付金実施要領第 2 の 1 の (2) にかかる事業別運用」、「栃木県造林補助事業実施要領」（昭和 48 年 8 月 18 日付け造林第 118 号林務観光部長通知。以下「県造林要領」という。）、「栃木県造林補助事業実施基準」（令和元年 6 月 27 日付け林木産第 277 号林業木材産業課長通知。以下「県造林実施基準」という。）、「栃木県造林補助事業における森林作業道整備実施基準」（令和 2 年 6 月 1 日付け林木産第 231 号林業木材産業課長通知。以下「県作業道実施基準」という。）の規定によるものとする。

(目的)

第 2 本事業は、とちぎの元気な森づくり県民税条例（平成 19 年栃木県条例第 40 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に定める、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるための森林の整備に関する事業であって、造林・路網整備・獣害対策を行う者に対しそれらに係る経費を支援し、森林資源の循環利用等を促進することにより、本県の成熟した森林の若返りを図り、もってとちぎの元気な森を次世代へ引き継いでいくことを目的とする。

(事業内容及び事業区分)

第 3 事業内容は次のとおりとし、詳細は別表のとおりとする。

(1) 造林事業

事業内容は次のとおりとし、県造林実施基準の第 3 の 1 及び第 5 に基づき行うものの。

ア 循環利用促進事業

人工針葉樹林における皆伐後の針葉樹の再造林及び下刈りに対する支援

イ 広葉樹林化促進事業

人工針葉樹林を広葉樹林に樹種転換するための広葉樹再造林及び下刈りに対する支援

(2) 路網整備事業

事業内容は次のとおりとし、県造林要領の第 3 の 3 及び県作業道実施基準に基づき行うものの。

ア 循環利用促進事業

(1) のアで実施する再生林と一体となった森林作業道の開設の経費に対する支援

イ 広葉樹林化促進事業

(1) のイで実施する再生林と一体となった森林作業道の開設の経費に対する支援

(3) 獣害対策促進事業

事業内容は次のとおりとし、県造林実施基準の第 13 に基づき行うもの。

ア 循環利用促進事業

皆伐後の針葉樹再生林箇所に対する次の苗木食害対策または成木の剥皮被害対策への支援

(ア) 当該年度 1 回目の忌避剤散布、侵入防止柵及び獣害防止チューブの設置に対する支援

(イ) 当該年度 2 回目の忌避剤散布に対する支援

(ウ) 剥皮防止資材の設置に対する支援

イ 広葉樹林化促進事業

広葉樹林に樹種転換した箇所に対する次の苗木食害対策支援

(ア) 当該年度 1 回目の忌避剤散布、侵入防止柵及び獣害防止チューブの設置に対する支援

(イ) 当該年度 2 回目の忌避剤散布に対する支援

2 事業区分は次のとおりとする。

(1) A タイプ 造林補助事業で実施する皆伐後の再生林、下刈り、忌避剤散布等の食害対策に対して、本事業による助成を行うもの。

(2) B タイプ 一貫型施業により実施するもの。なお、一貫型施業とは、皆伐時に機械等による地拵えを実施し、皆伐した年度の翌年度末までに植栽するものをいう。

(3) 定額分 当該年度 2 回目の忌避剤散布、剥皮防止資材の設置。

(県の助成措置)

第 4 県は、この要領の目的を達成するため、とちぎの元気な森づくり県民税を財源に、とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付する。

2 補助の対象とする経費の範囲や補助率は別表のとおりとする。

(対象区域及び対象森林)

第 5 事業の対象区域及び対象森林は次のとおりとする。ただし、被害処理特殊地拵を実施した箇所は対象外とする。

(1) 造林事業

ア 共通事項

皆伐時に発生した伐採木を原則県内の原木市場・製材工場等へ搬出した森林

イ 循環利用促進事業

針葉樹の再生林にあっては森林経営計画又は経営管理実施権配分計画の対象森林

ウ 広葉樹林化促進事業

広葉樹への樹種転換にあっては民有人工針葉樹林のうち地域森林計画で定める標準伐期齢以上の森林

(2) 路網整備事業

(1)の事業実施箇所と同一箇所

(3) 獣害対策促進事業

ア 苗木食害対策にあつては、市町村森林整備計画に定められたシカに係る鳥獣害防止森林区域、剥皮被害対策にあつては市町村森林整備計画に定められたシカ又はクマに係る鳥獣害防止森林区域を原則とする。ただし、鳥獣害防止森林区域外であっても、資料等により被害を受けている又は被害が見込まれることが明らかな森林については対象とする。

イ 事業の対象森林は、前項の対象区域のうち、次の全てに該当する森林とする。

(ア) 第3の(3)のアの(ア)及びイの(ア)の事業

a 第3の(1)の事業により再造林を実施した森林

b 1年生から7年生までの森林

(イ) 第3の(3)のアの(イ)及びイの(イ)の事業

a 造林補助事業または第3の(3)のアの(ア)及びイの(ア)の事業により忌避剤散布(1回目)を実施した森林

b 1年生から7年生までの森林

(ウ) 第3の(3)のアの(ウ)の事業

a 16年生から60年生までの人工針葉樹林

b 1施行地あたり0.1ha以上の森林

(事業主体)

第6 事業主体は、第3に掲げる循環利用促進事業については、森林経営計画を作成し市町村等から認定を受けた者(森林法(昭和26年法律第249号)第11条第5項の認定を受けた者。以下「森林経営計画策定者」という。)及び森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者(以下「民間事業者」という。)、第3に掲げる広葉樹林化促進事業については、森林経営計画策定者、民間事業者、森林組合及び森林所有者とする。

(事業計画)

第7 環境森林事務所長及び矢板森林管理事務所長(以下、「所長」という。)は、管内の事業計画を様式1及び県造林要領の第4に定める様式1により取りまとめの上、事業実施の前年度8月30日までに環境森林部長へ提出するものとする。

(交付申請)

第8 事業主体は、原則として事業の終了後、第3項に示す申請期限までに施工地を所管する所長に対して、交付要領に定める補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に第4項に示す添付書類を添えて補助金の交付申請を行う。

2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、所長に対して、申請書に第4項に示す添付書類を添付して補助金の交付申請を行う。

3 補助金の交付申請の時期は原則として以下のとおりとする。ただし、Aタイプの事業区分で、造林補助事業の農山漁村地域整備交付金のうち花粉発生源対策促進事業に対する第3次申請は、2月末日までとする。

申請時期	期限
第1次申請	6月10日まで
第2次申請	10月10日まで
第3次申請	2月10日まで

- 4 添付書類は別表のとおりとし、特に必要がある場合は知事が別に定める書類とする。

(管理資料)

- 第9 事業主体は第8に掲げるもののほか、竣工検査時に要する資料として、県造林要領第8に規定する書類等を整備・保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。
 なお、第3の(1)の事業については、出荷伝票により竣工検査時に搬出先を確認する。
 また、第3の(3)のアの(イ)及び(ウ)並びにイの(イ)の事業については、使用資材の購入伝票も整備・保管し、竣工検査時に提示するものとする。

(竣工検査)

- 第10 所長は、規則第14条の規定に基づき、補助金交付申請に記載の施工地ごとに、別に定める検査要領、県造林要領第9の規定に基づき行うものとする。
 2 事業主体は、竣工検査の効率化を図るため、所長に確認願(様式6)を提出することにより、申請予定箇所の事前竣工確認(中間確認)を受けることができる。ただし、Aタイプで実施する場合は、造林補助事業で行う同一申請箇所について、県造林要領第9に基づき当該確認を求める場合は、提出を省略できるものとする。

(補助金の査定)

- 第11 所長は竣工検査に基づき、以下のとおり補助金の査定を行うものとする。
 (1) 第3の(1)、(2)、(3)のアの(ア)及びイの(イ)の事業
 県造林要領第10の規定に基づくものとする。
 (2) 第3の(3)のアの(イ)及び(ウ)並びにイの(イ)の事業
 補助金額は、定額単価に事業量を乗じて求めるものとし、事業内容ごとの定額単価は別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

- 第12 所長は、補助金査定の結果に基づいて、補助金の交付決定を行う。
 2 補助金の代理受領者は、受領後速やかに当該事業主体にこれを支払い、かつ、その支払いを明らかにした書類を整備保管するものとする。
 3 所長は、補助金の交付決定状況について、3月31日までに造林補助システムデータを林業木材産業課長へ提出するものとする。

(補助金代理受領者に対する条件)

- 第13 代理受領した補助金は、補助金受領後、みだりに支払いを遅延したり、他に流用せずに、速やかにこれを事業主体に交付するものとする。
 2 代理受領した補助金は、県造林要領第12の2に掲げる経費以外に差し引いてはならない。
 3 代理受領した補助金から2に掲げる経費を差し引いて支払いする場合には、あらかじめ事業主体の承諾を受け、その受諾書を徴しておくものとする。

(指導監督等)

第 14 所長は、事業主体が行うとちぎの元気な森づくり未来の森整備事業関係事務が適正に行われるよう指導監督を行うものとする。

(その他)

第 15 本要領によりがたい事項については、事業主管課と協議するものとする。

附 則 (平成 30(2018)年 4 月 20 日 林木産第 85 号制定)

- 1 この要領は、平成 30 年度事業から適用する。
なお、平成 30 年度に限り、第 7 の 1 に定める「事業実施の前年度 9 月 10 日」とあるのは、当年度の 5 月 11 日」と読み替えて適用する。
- 2 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業実施要綱及びとちぎの元気な森づくり奥山林整備事業獣害対策交付金実施要領は、平成 29 年度事業をもって廃止する。

附 則 (令和元(2019)年 7 月 1 日 林木産第 314 号 一部改正)

この要領は、令和元年度事業から適用する。

附 則 (令和 2 (2020)年 6 月 1 日 林木産第 231 号 一部改正)

この要領は、令和 2 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 3 (2021)年 3 月 1 日 林木産第 738 号 一部改正)

この要領は、令和 3 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 4 (2022)年 5 月 20 日 林木産第 206 号 一部改正)

この要領は、令和 4 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 5 (2023)年 4 月 7 日 林木産第 77 号 一部改正)

この要領は、令和 5 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 6 (2024)年 5 月 20 日 林木産第 166 号 一部改正)

この要領は、令和 6 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 8 (2026)年 4 月 1 日 林木産第 145 号 一部改正)

この要領は、令和 8 年度申請の事業から適用する。

ただし、第 5 の (1) のアの適用は、令和 8 (2026) 年 4 月以降に皆伐に着手した箇所に限る。

また、県営林への適用は令和 8 (2026) 年 4 月以降に入札となった箇所に限る。

別表

事業名1	事業名2	作業種	補助金額	補助条件等	補助率	添付書類
造林事業	循環利用促進事業	植栽	標準経費※1（知事が別に定める方法により求めた経費をいう。）に右欄の補助率を乗じた額以内	1 森林経営計画又は経営管理実施権配分計画の対象森林 (1) 人工針葉樹林における皆伐後の針葉樹の再造林～区分～ ①花粉の少ない苗木（スギ） ②その他	①100% ②93.5% ※造林補助事業で補助を受けた場合は、その金額を差し引いた金額以内	県造林要領別表1に定める書類を必要に応じ提出 （様式例） ①申請総括表（様式2-1） ②申請内訳書（様式2-2） ③実測図（様式3） ④施業者（現場労働者）に係る社会保険等の加入状況調査表（様式4） ⑤森林経営計画の作成に関する同意書（様式5）
		下刈り		(1) 当事業に該当する植栽を実施した森林～区分～ ①3ha以上に集約化した皆伐地 ②その他	①100%（1～3年目） 90%（4～7年目） ②85% ※造林補助事業で補助を受けた場合は、その金額を差し引いた金額以内 ※植栽後7年以内	
	広葉樹林化促進事業	植栽		1 地域森林計画で定める標準伐期齢以上の森林 (1) 人工針葉樹林における皆伐後の広葉樹への樹種転換のための植栽	①100% ※造林補助事業で補助を受けた場合は、その金額を差し引いた金額以内	
		下刈り		(1) 当事業に該当する植栽を実施した森林～区分～ ①3ha以上に集約化した皆伐地 ②その他	①100%（1～3年目） 90%（4～7年目） ②85% ※造林補助事業で補助を受けた場合は、その金額を差し引いた金額以内 ※植栽後7年以内	
路網整備事業	循環利用促進事業 広葉樹林化促進事業	森林作業道の開設	標準経費※1（知事が別に定める方法により求めた経費をいう。）に右欄の補助率を乗じた額以内	(1) 継続的に使用され、かつ、栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日付け環森政第139号環境森林政策課長通知。以下「作設指針」という。）に則る森林作業道の開設であって、当該林分でとちぎの元気な森づくり未来の森整備事業で実施する植栽と一体的に実施されるもの ※「作設指針」に則る既設の森林作業道において、当該森林作業道と同一線形や施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道の開設などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道整備は不可（森林作業道の復旧を除く） ～区分～ ①認定事業体※2) ②その他	①85% ②68%	※写真は、事業実施前及び事業完了後の状況、遠景及び近景（下刈りで必要な場合）、起点及び終点（森林作業道の場合）について、撮影年月日・事業名・事業内容・施行地・樹種・実施状況等を明記した看板を入れて撮影
獣害対策促進事業	循環利用促進事業	忌避剤散布（1回目）	標準経費※1（知事が別に定める方法により求めた経費をいう。）に右欄の補助率を乗じた額以内	次の(1)～(3)の条件をすべて満たすこと (1) 当事業により植栽を実施し、かつ原則市町村森林整備計画でシカの鳥獣害防止森林区域。ただし、資料等でシカによる食害を受けている又は食害が見込まれる森林は対象とする (2) 工種の選定にあたっては、別に定める「獣害対策作業種選定基準」による (3) 使用する資材は、造林事業において定める標準仕様に準じるもの ～区分～ ①3ha以上に集約化した皆伐地 ②3ha未満の皆伐地 ③3ha未満の皆伐地かつ広葉樹植栽箇所特定森林再生事業の実施条件に該当するもの	①100%（1～3年目） 93.5%（4～7年目） ②93.5% ※造林補助事業で補助を受けた場合は、その金額を差し引いた金額以内	県造林要領別表1に定めるア～ウ、エ（または地域森林計画図）、オを提出 （様式例） ①申請総括表（様式2-1） ②申請内訳書（様式2-2） ※要領第3の(3)のアの(i)及びイの(i)の事業については場合は、県造林要領別表1ア、イ及びオのみ提出 ※写真は、事業実施前及び事業完了後の状況について、撮影年月日・事業名・事業内容・施行地・樹種・実施状況等を明記した看板を入れて撮影
		侵入防止柵設置 獣害防止チューブ設置			①100% ②85% ③90% ※造林補助事業で補助を受けた場合は、その金額を差し引いた金額以内	
	広葉樹林化促進事業	忌避剤散布（2回目） 剥皮防止資材設置（循環利用促進事業のみ）	定額※3)	【忌避剤】 (1) シカによる食害を受けている又は食害が見込まれる造林地の苗木への2回目の忌避剤散布 (2) 使用する資材は、造林事業において定める標準仕様に準じるもの 【剥皮防止資材】 (1) シカ又はクマにより剥皮被害を受けている又は被害が見込まれる森林の樹木への剥皮防止資材の設置 (2) 使用する資材は、造林事業において定める標準仕様に準じるもの (3) 1ヘクタール当たり600本を上限として補助 (4) 4～12齢級の人工針葉樹林を対象とし、1施行地の面積は0.1ha以上	定額※3)	

※1) 標準経費は、標準単価に事業量を乗じて算定した経費とし、標準単価の設定は、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）に準じるものとする。

※2) 認定事業体は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年五月二十四日法律第四十五号）第五条の認定を受けた者とする。

※3) 定額は、定額単価に事業量を乗じて算定した金額とし、別に定めるものとする。